

## 介護職員処遇改善加算について

### 1. 介護職員処遇改善計画書の不備について

下記のような不備が多く見受けられます。 再提出することとなりますので十分ご注意ください

提出書類名	不足・不備の内容						
1 介護職員処遇改善計画書 (別紙様式2)	<input type="checkbox"/> 添付なし <input type="checkbox"/> 記入もれ ( 法人印 住所 法人名 )						
(1) 賃金改善計画	<input type="checkbox"/> ①加算区分不明(○印をつけていない。両方についている) <input type="checkbox"/> ②算定対象月(4月～3月となっていない) <input type="checkbox"/> ③④見込額(③より④が多いことが必要)						
(2) キャリアパス要件	<input type="checkbox"/> 記入もれ、間違い (取得する区分に応じた要件を満足すること)						
		要件 I	加算 I	加算 II	加算 III	加算 IV	加算 V
		要件 II	○	○	○	○	—
		職場環境等要件	○	○	○	○	—
		要件III	○	—	—	—	—
	※ ○：必須 —：不問						
(3) 職場環境等要件	<input type="checkbox"/> 記入もれ (該当する項目には○印をつける)						
(4) 証明欄(下)	<input type="checkbox"/> 記入もれ ( 日付 法人印 法人名 代表者名 )						
2 事業所一覧表 (別紙様式2－添付1)	<input type="checkbox"/> 添付なし <input type="checkbox"/> 金額不整合 (計画書と金額が一致しない)						
3 労働保険に加入していることが確認できる書類	<input type="checkbox"/> 添付なし <input type="checkbox"/> 最新版でない <input type="checkbox"/> 確認できる書類でない (証書写・納付書・申告書・通帳引落ペーパー以外は不可)						
4 その他 ・キャリアパス要件IIIの根拠書類	<input type="checkbox"/> 添付なし <input type="checkbox"/> 根拠が不明確 <input type="checkbox"/> 根拠が不明確 (規程内に明文化されていること)						

### 2. 留意事項

- 介護職員処遇改善加算をあてられるのは、賃金や資格手当など、直接、介護職員の方へ支給されるものが対象です。研修費や交通費、飲食代、通信費、健康診断料などは、当該加算をあてることは不可であり、事業所での負担となります。（違反した場合は、実地指導等を行い、返還措置が執られます。）
- 介護職員処遇改善加算が支給される方は、辞令や雇用契約書により、介護職員として従事している介護職員のみが対象者となります。このことから、介護職員として従事していない管理者や生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、管理栄養士等は支給対象外となります。（違反した場合は、実地指導等を行い、返還措置が執られます。）
- 介護職員処遇改善計画書の提出期限は例年、2月末日必着となっており、提出書類の適切性を審査し、適切であれば、4月からの算定を認めています。当該加算の新規取得や区分変更を行う事業所については、加算変更に係る届出書類の提出も、併せて必要となることから、提出期限を過ぎての提出や書類の不備がある場合には、予定される時期での当該加算の算定が不可能となりますので、ご留意ください。